様式第16号（第14条関係）

景観協定変更認可決定通知書

年　　月　　日

　　　　　　　　　様

三股町長　　　　　　　　印

　　　　　　年　　月　　日付で申請のあった景観協定の変更については、次のとおり決定しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 決　定　区　分 | □認可します　　　　　　　□認可しません |
| 景観協定の名称 |  |
| 変更認可年月日 | 年　　　　月　　　　日 |
| 認　可　番　号 | 第　　　　　　　　　号 |
| 不認可の理由 |  |

（教示）

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、三股町長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、三股町を被告として（訴訟において三股町を代表する者は三股町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。